

一般社団法人全国ビスケット協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人全国ビスケット協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ビスケットの普及発達を図り、もって国民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビスケットに関する調査研究
- (2) ビスケットの普及・啓発・宣伝
- (3) ビスケットの製造技術の普及、改善
- (4) ビスケットの品質管理、規格、表示に関する分析研究
- (5) ビスケットの関係者の連絡懇談
- (6) 他団体、官公庁との連絡調整、協調
- (7) JB ビルディングの管理及び運営並びに厚生施設の提供
- (8) その他この法人の目的を達成するに必要な事業

2 前項第1号から第6号及び8号の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同するビスケット製造業者で総会において別に定める会費を納入する者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金等の不返還)

第11条 この法人は、退会し又は除名された正会員が既に納入した会費、入会金、その他の金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。
- 3 理事のうちから専務理事 1 名を置くことができる。
- 4 第 2 項の会長をもって一般法人法に定める代表理事とする。
- 5 第 2 項の副会長及び第 3 項の専務理事をもって、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は辞任又は任期が満了した場合においても、第21条に定める定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(名誉役員)

第27条 この法人に次の名誉役員をおくことができる。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 相談役 若干名
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役はこの法人の主要な事項について意見を開陳し又は会長の諮問に応える。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告については、主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 39 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第 18 条の 2 項と同様の決議方法をとらなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款の変更は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 42 条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 44 条 この法人の事業を推進するため必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選定する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、職員として事務局長及び所要の事務局員を置く。

3 事務局長は理事会の決議に基づき会長が任免する。事務局員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりこれを行う。

第 12 章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は飯島茂彰とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。